

高石市空き家バンク制度事業者登録等事務取扱要領

平成27年9月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、高石市空き家バンク制度実施要綱（平成27年高石市告示第50号。以下「実施要綱」という。）第2条第7号に規定する登録事業者の登録事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の意義は、実施要綱の例による。

(登録事業者の要件)

第3条 登録事業者となることができるものは、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部大阪南支部又は大阪府宅地建物取引業協会堺市支部（以下「協会等」という。）に所属する宅地建物取引業者（以下「所属会員」という。）であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びに暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、又は社会的に非難される関係を有する者ではないこと。

(登録事業者の募集)

第4条 協会等は、高石市から登録事業者の募集の依頼があったときは、高石市空き家バンク制度の趣旨を理解し登録事業者として協力する所属会員の募集を行うものとする。

- 2 協会等は、前項の募集に応募した所属会員を登録事業者としてとりまとめ、高石市空き家バンク制度登録事業者通知書（様式第1号）により市長に通知するものとする。なお、当該通知に係る所属会員が業務を廃止若しくは停止したときは、協会等は速やかにその旨を市長に通知するものとする。

(登録方法)

第5条 登録事業者となることを希望するものは、高石市空き家バンク制度事業者登録申請書兼誓約書（様式第2号）に次の必要書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 宅地建物取引業者免許証（写）
- (2) 重要事項説明書（見本）
- (3) その他市長が必要と認めるもの

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容等を確認の上、

適当と認めたときは、当該申請を行った事業者を登録事業者として登録するものとする。

- 3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を高石市空き家バンク事業者登録完了通知書（様式第3号）により、当該登録事業者に通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定にかかわらず、登録事業者が法令等によりその業務の停止を受けたときは、停止されている期間について登録を停止するものとする。
- 5 市長は、第1項の規定による申請について次の各号のいずれかに該当することが判ったときは、第2項の規定による登録を行わないものとし、高石市空き家バンク制度事業者登録却下通知書（様式第4号）により当該申請を行った事業者に通知するものとする。
 - (1) 第3条各号のいずれかに該当しないことが判明したとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、高石市空き家バンク制度実施要綱の趣旨に反すると市長が認めたとき。

（空き家等に係る登録事項の変更の届出）

第6条 登録事業者は、前条第2項の規定による登録の内容に変更があったときは、高石市空き家バンク制度事業者登録事項変更届出書（様式第5号）により、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第7条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すとともに、高石市空き家バンク制度事業者登録取消通知書（様式第6号）により当該登録事業者に通知するものとする。

- (1) 登録事業者から高石市空き家バンク制度事業者登録取消届出書（様式第7号）が提出されたとき。
 - (2) 内容を偽って登録の申請をしたことが判明したとき。
 - (3) 第3条各号のいずれかに該当しないことが判明したとき。
 - (4) その他市長が空き家バンク制度の登録事業者として不適格と判断したとき。
- 2 前項の規定により登録が取り消され、登録事業者に損害が発生した場合であっても、市は、その賠償の責めを負わないものとする。

（登録事業者の役割）

第8条 登録事業者は、宅地建物取引業法その他の法令を遵守し、物件の売買又は賃貸の媒介を行うものとする。

（仲介に係る報酬）

第9条 空き家バンク制度により取引が成立した場合に登録事業者が受け取る

ことができる報酬は、宅地建物取引業法第46条第1項の規定により国土交通大臣が定めた報酬の額の範囲内とする。

(登録事業者の責務等)

第10条 登録事業者は、次に掲げる事項に留意の上、媒介を行わなければならない。

- (1) 空き家等の所有者等や利用希望者等の信頼を損なうことがないように、誠心誠意対応しなければならない。
- (2) 取引等に関して苦情又は紛争が発生した場合には、自らの責任において処理しなければならない。
- (3) 登録事業者は、契約が成立した場合には媒介等に係る結果を速やかに市長に報告しなければならない。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか登録事業者の登録に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、制定の日から施行する。